

平成29年(2017年) 月 日

都市景観形成地区「箕面船場駅前地区」の指定についての パブリックコメント 実施結果公表

[案件の名称]

都市景観形成地区「箕面船場駅前地区」の指定について

[結果公表閲覧期間]

平成29年(2017年)7月27日(木)から8月25日(金)まで

[閲覧場所]

- ・市ホームページ
(アドレス <http://www.city.minoh.lg.jp/machi/senba/> .html)
- ・みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (箕面市役所 別館4階 49番窓口)
- ・行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口)
- ・箕面市役所豊川支所、止々呂美支所
- ・中央生涯学習センター
- ・東生涯学習センター
- ・西南図書館
- ・みのお市民活動センター

[実施結果概要]

- ◆募集期間 平成29年(2017年)6月5日(月)から7月4日(火)まで
- ◆意見の件数 24名(17件) ※類似のご意見については集約させていただき公表しています。
- ◆いただいたご意見と市の考え方 次ページ以降に記載

問い合わせ先:

箕面しみどりまちづくり部まちづくり政策室
電話 072-724-6918 (直通)

	いただいたご意見	市の考え方
【1】都市景観基本計画、景観計画、都市景観形成地区基準の変更について		
1	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成地区に指定して、良好な都市景観を創出することは、大いに賛成である。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の景観形成地区指定は、整備が進む駅前エリアの魅力ある都市景観の形成を目指し、景観ルールを制定するものです。今後も、良好な景観形成に努めてまいります。
2	<p>商業地船場繊維団地内に、市の文化施設、阪大キャンパス、船場東公園跡地に30階建てマンションが予定され、一つの地域の中に多様性がある計画は、個性適な景観が達成されると思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駅前地区では、駅前立地のポテンシャルを生かした土地利用の多目的化、高度化が図られます。景観の観点からは、多様性であるが故に乱雑なまちなみ景観とならないよう留意し、景観のルールに基づき、広場やデッキ、建築物が一体となった駅前に相応しい魅力ある景観形成に努めてまいります。
3	<ul style="list-style-type: none"> 地区指定が「箕面船場駅前地区」4.4haに限っているが、船場地域の再生、活性化を図るのであれば、国道423号・船場西地区とくに新船場西南公園を含めた景観形成地区とすべきだろう。再検討を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道延伸に伴う新駅設置という大きなインパクトを活かし、新駅周辺では土地区画整理事業により大街区画化された新たなまちづくりが行われます。新たに整備される駅前エリアについては、大学や市民文化ホール、住宅や商業施設、デッキ状の広場や公園が設置され、駅の利用者、周辺地区住民、学生、船場地区企業関係者等が集う新たな交流空間を創出する予定です。今回の景観形成地区指定は、整備が進む駅前エリアの魅力ある都市景観の形成を目指すものです。 なお、箕面市は市域の全域が景観計画区域であり、船場地域についても景観のルールは既にあり、敷地面積が500㎡を超える建築行為等は届出が必要です。今回の景観形成地区の指定は、駅前に相応しい景観形成のため、独自のルールを追加するものであり、周辺地への波及効果が期待できます。
4	<ul style="list-style-type: none"> 箕面市船場駅前地区における都市景観形成地区指定は反対いたします。 理由 この地区指定は箕面船場流通業務団地特別業務地区 	<ul style="list-style-type: none"> 船場地区のまちづくりについては、第五次箕面市総合計画において、産・官・学の連携による大学発ベンチャー企業の創出など、「地の利」

での一部に再開発計画自体が異形にして、周囲の流通団地施設とそぐわない。それを肯定する景観形成地区指定である。内容も抽象的で曖昧で、市民の要望による地区指定ではない。

この形成地区の都市施設は高層マンションを除いて、すべて箕面市及びPFIがする計画で、箕面市が主導している。箕面市が素案(景観形成地区指定)して、箕面市主導の都市施設を造るのに、形成地区指定する理由が全く見えない。漫才以下の滑稽な指定である。別な目的のための規制なら、市民・大阪船場繊維共同団地組合員に将来の計画を明確にする必要がある。地区計画も同様である。特別業務地区を廃止してからするべき施策である。

- ・東船場地区に都市景観形成地区指定は反対いたします。今まで箕面市の都市景観を破壊する開発をしたのは、市民でも業者でもありません。場当たりの都市政策で開発を許した箕面市の政策の結果です。箕面船場地区での乱開発建築物も大阪船場繊維卸商団地組合と箕面市の妥協の産物で、箕面市が今迄景観を壊している当事者です。その反省もなく、箕面船場東地区の再開発も同様で、その開発の形成地区指定ははんたいいたします。
- ・船場地域は、船場西と船場東の約70haのエリアを開発したものです。当時の都市計画の「理想」も含めて、一定の評価ができるものがあります。商業地域はその後の繊維産業の衰退の中で、商業地域としての発展はあまり見られませんでした。住居地域については、良好な住環境が一定程度実現しています。従って地区計画にあたっては、歴史的な経過も含めて船場地域とその周辺を含めた検討がどうしても必要となります。今回の「地区指定」は、駅前再生開発のために、高さ制限など様々な規制緩和が行われる「地区計画」に合わせただけのご都合主義の「地区指定」と言わざるを得ません。
- ・新駅周辺の駅前再開発に合わせたとしても、土地区画整理地域に限定していることは、駅前再開発としても無責任な計画です。新駅周辺は、既に船場繊維団地組合以外の地権者が多数存在しています。(パチンコ、スーパー、家電量販店、酒のデスカウントショップ、マンションなど)いくら急ぐと言っても、こうした状況を勘案しない計画は、都市景観形成の計画とは言えません。
- ・今回の「箕面船場駅前地区」の指定は、再検討するため、見送るべきです。箕面市は、北大阪急行延伸と駅前再開発に関して、この事業推進しか見えないのか、船場地域の「まちづくり計画」は全くありません。「み

と「知の利」を生かして新産業を創り出す都市へ生まれ変わるまちの姿を描き出しており、繊維卸売業を根幹としつつ、大阪大学箕面キャンパスの移転をはじめとした、新たなまちづくりの展開を図ることをしています。

- ・平成28年に策定した立地適正化計画では、北大阪急行線延伸事業の具体化に伴い船場地区に新駅が設置されるという大きなインパクトを活かし、市全域への波及効果や住宅都市としての価値を高めることを目的として船場地区を「中部都市機能誘導区域」の一部に位置づけ、誘導施設として教育文化施設、介護予防・健康増進施設、医療施設をはじめとする施設を位置づけています。
- ・こうした計画の策定に当たっては、それぞれ、説明会やパブリックコメントで市民の皆さんの意見をお聞きするとともに、市議会議員や専門家、公募市民など関係者が参画する審議会等で議論したうえで決定したものです。
- ・今回の景観形成地区指定は、このような議論の延長線上にあるものであり、整備が進む駅前エリアについて魅力ある都市景観の形成を目指し、全市的に既にある景観のルールに加えて、独自の景観ルールを制定するものです。このような景観ルールを策定することで、公共施設はもちろん、大阪大学や船場繊維卸商団地協同組合、その他地権者が行う建築行為全てにルールが適用され、将来的にも良好な景観が持続できるものです。
- ・また、今回のように、駅前に相応しい景観形成のため、駅前の地区を指定し独自のルールをつくり、良好な景観を誘導する取組みは、周辺地へと広がる波及効果が期待できます。

	<p>どりまちづくり」「まちづくり政策」という立場からしても、今回の「地区指定」は、ありえません。</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の色彩 箕面市の指導方針は、彩度の高い色彩は不可であるが、商業施設を含む当該地区では、厳密に指導するのではなく、アクセントカラーとしての使用を認めないと、街の華やかさ（楽しさ）に欠けることになる。例えば、彩都の箕面地区をみると、きわめて「地味な」まちなみ景観になっている。茨木市域と比べれば判然とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箕面市の基準では、彩度の高い色の多用を避けておりますが、アクセントカラーとして壁面の20分の1まで使用することは可能で、建物等の表面全てを低彩度のものとするものではありません。 ・ 建物の個別の協議においては、全体として落ち着きのある色彩を基調としつつ、周辺と調和した上質なデザインとなるよう、都市景観アドバイザーの意見も聴き、協議してまいります。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷き際のしつらえの植栽空間について。 高木については、個々の建物の設計者にゆだねるのではなく、地区全体に統一した樹種を選択すべきである。例えば、御堂筋のシンボルである「いちよう」とか、「けやき」並木とかの工夫が必要と考える。これは街のイメージ創出につながる。 ・ 箕面の繊維団地は45年前 大阪から移転して来ました。その大阪と箕面をつなぐものは北大阪急行・大阪市営地下鉄そして、新御堂筋線と御堂筋線のイチョウ並木です。今回計画されている箕面船場駅前地区には大阪とつながっているイメージを強調するために、道路や公園などにはイチョウの樹を植えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物敷地内の敷き際空間の植栽につきましては、景観の基準のなかに「植栽は周辺に見られる樹種などに配慮する」方針が含まれており、建築計画立案時の協議の際、建物ごとに都市景観アドバイザーの意見も聴き、周辺と調和した植栽となるよう協議してまいります。 ・ 道路や公園へのイチョウの植栽につきましては、具体的な計画立案の際の参考とさせていただきます。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ デッキは、この街のまちなみ景観の重要な要素となる。このデザインや色彩などは、箕面市の景観に係る思想・意欲・能力を問われるテーマである。しっかり頑張ってもらいたい。 ・ デッキ上には自動散水設備のあるプラントボックスを並べ、花木の植栽をする。又、雨天や炎天下での歩行者の為にソーラの上屋と風除けの配慮をする。 ・ 新駅前街区は歩行者デッキを最大限に生かし、景観形成の根幹となっている。地区内には1号～5号まで道路通路として歩行者に幅広い利用をうながすものだ。ところが？もっとも肝心の1号通路について全く触れていないのはなぜか？回遊性を強調しているか？単に地区内だけのものか見解を一。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前に広がるデッキ空間は、来訪者に船場のまちを印象づける大切な空間であると考えています。このため、駅前広場、デッキ上の多目的広場、1から5号歩行者デッキは、一体感のあるオープンスペースとして機能的かつ魅力的で、花や緑などの潤いある空間となるよう、周辺の建物との調和を図りながら計画するよう努めてまいります。 ・ 歩行者連絡通路1号は、新駅昇降口から2階レベルで地区西側に伸びる歩行者デッキで、地区界から先は、別途整備を予定している歩行者デッキで新御堂筋を横断し、新船場西公園までつなぐ予定ですが、他の歩行者デッキや多目的広場と統一

		したデザインとし、一体感のある空間としてまいります。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な表現が多く、どのような街が出来上がるかのイメージが出てこない。(仮称)箕面駅前地区デザイン指針を策定とのことであるが、これを見ないと具体的な意見の出しようがない。この方針についても、パブコメを求める計画なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の基準は、建物等の計画における景観的配慮等の基本的な方針、考え方を示したものであり、地区内で個別に行われる建築設計の際に基準となるものです。個別の建築設計の協議は、それぞれの敷地条件や周辺環境を勘案のうえ、こうした基準に基づき、よりよい景観形成を目指す創意工夫により、都市景観アドバイザーの意見も聴きながら、建築デザインや景観的配慮について、設計計画をまとめていくこととなります。 ・船場駅前地区のデザイン指針は、この地区が駅前エリアとしてまちを印象づける極めて重要なエリアであり、全体的なデザインの統一が求められることから、上記の一般的な協議スキームに加え、あらかじめデザインの指針を決めておこうとするもので、都市景観アドバイザー、都市景観審議会の意見を聴いて定めるものです。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、当該地区で最も高い建築物は高さ83mのマンションです。突出した感じを持っていたのですが、今日の箕面市都市景観基本計画[改定版]の変更(素案)のうち〈景観形成の方針〉には◇千里丘陵の地形を考慮し、本地区を遠方から望む遠景において、周辺地や背景となる山なみと調和した都市景観を創るとあります。この方針と、「スリム化された100mのビルが認められる」という説明の間には相当無理があります。千里緑地の立派な緑の中からこれまでに無い、少なくとも現在の2割も高い高層建築が丘陵の上に建つ姿は、箕面の山並みと調和した景観であるとは思いません。 ・公園跡地に30階建マンションの建設。景観地区と謳っているのに、高層マンションを許可。景観地区と言っている船場の計画は、住民の意見を無視していると思えません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の方針にある「千里丘陵の地形を考慮し、本地区を遠方から望む遠景において、周辺地や背景となる山なみと調和した都市景観を創る」の主旨は、本地区が丘陵地であることを考慮し、遠方からの見え方にも配慮しようとするものです。 ・本地区を遠方から望む場合として、大阪市方面から新御堂筋(国道423号)を北に向かったときの視点では、箕面の山なみを眺望できる場所は新船場北橋以北の下り坂となる辺りであり、また、千里中央など南側の地域からは箕面の山なみがほぼ見えないため、本地区の計画が大きな影響を与えることはないと考えます。引き続き、箕面の山なみ景観を守るため、必要な施策を講じてまいります。

【2】 其他のご意見（【1】に含まれないご意見）について		
10	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの閲覧場所に、船場地区に限定されるような内容の場合には公共施設としての萱野南図書館を追加して頂くよう要望しました所、早速今回は対応して下さいましてありがとうございました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種まちづくり施策については、説明会やパブリックコメント等で広く市民の皆さまのご意見をいただく場を設けており、原則として、全市的に閲覧いただけるよう市域の8ヶ所を定め、閲覧等を実施しております。今後も、案件の内容により閲覧場所の追加の必要性を検討し対応してまいります。
11	<ul style="list-style-type: none"> 新駅出入り口から西側新御堂筋歩道へと巨大な歩行者デッキの景観をどのように捉えているのか。北側山ろくから、千里中央から、どちらから見ても坂道。前方をふさぐ建築物にならないか構造上、景観上大問題だ。 市民の日ごろ見慣れているが、大変貴重な景観があります。千里中央からは423号線の側道を多くの市民が徒歩や自転車や自動車で箕面市船場地区に向います。千里緑地を通りすぎ、坂をのぼり切ると、毎回箕面の四季を感じさせてくれる山並みの景観に目をうばわれます。423を利用する車生活の人には道路の構造のため北橋以北でやっと山なみに気づかれるのでしょうか？ この船場南橋より南から見え始めるながめは、駅前から2階レベルで船場西へ設置されるであろう歩行者デッキで遮閉されるとおそれます。ここでの景観が失われる点は課題になった事があるのですか？ 又、検討のために模型や画像での検証があったのなら地元説明会等適切な場でお示し頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> このデッキの設計にあたっては、見え方やボリューム感等について、景観面で優れたものとなるよう都市景観アドバイザーの意見を聴きながら、十分に検討してまいります。
12	<ul style="list-style-type: none"> 北緑丘や小野原地区の住民は従来の千里中央からのバス利用を止め、新駅への通勤にバスの利用、歩行や自転車・バイク、マイカーの送迎に切り替えられ、船場北橋や南橋の交通量は大幅に増大する。又、船場西の住民は東の業務地区に対し住居地区設定の街づくりから新駅の利用人口は極めて多い。普段は歩行でも通勤や雨天・炎天下ではマイカーの送迎になる。現状でもかなり交通渋滞しており、中央だけではなく南橋・北橋にも歩道橋が必要である。更に、それぞれの歩道橋から直接新駅のデッキに接続される配慮も要る。 駅前にマイカーの乗降場や待機場は必須である。近くになければ車は付近を周回し、周辺道路の渋滞原因になる。 船場東の業務地域では、路上での荷捌きや宅配便の停車などから度々交通渋滞を起こしている。キオスクやコンビニなどの商業施設を含め、「適切な荷捌場のな 	<ul style="list-style-type: none"> 国道423号を横断する歩行者デッキは、船場西地区にお住いの皆さんが特別業務地区内を通行する業務用トラック等と交差することなく2階レベルで船場東地区の新駅や市民文化ホール、商業施設等へアクセスできる施設として計画しているもので、ピーク時の歩行者数や駅への歩行者動線を検討した結果、新船場北橋と南橋の中央部に新たに1か所設置する計画としました。 自動車交通については、駅周辺の土地地区画整理事業立案の際、施行者が警察や道路管理者と協議を完了しています。併せて、今後、各敷地で具体的な土地利用が行われる際に

	<p>い業務施設は営業停止させる」条例を作るべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点近くの自動車の出入りは極めて危険で、「車の出入口は角から7m以上離す」や、見通しのために「細街路の角地の隅切り」など厳守させる。又、大型車の通行禁止や一方通行・右折禁止などの大幅な交通規制をする。 ・緑地公園駅とは立地条件や建設年代が違うのと、自動車交通が大幅に増大した今日の社会環境の違いを深く認識し、竣工後に失政と言われないように努める。 	<p>は、条例協議等によって個別案件ごとに詳細な協議を行うこととなります。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> ・「東地区歩行者通路1号」を新船場西公園まで延長する計画について <ol style="list-style-type: none"> 1. 新船場西公園は、都市公園法(街区公園)と規定され、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内とされる。実際、この公園は近隣住民の健全なコミュニティ形成の場でもあり、利用者にとっては充実した日常生活に欠くことのできない存在。その中に一日2千人以上の流入するエレベーター・階段を建設して、公園を一般道路化する歩行者デッキ延長計画が許容される根拠となる法律(都市公園法・景観法など)とその解釈を具体的に示して下さい。 2. 箕面市は新船場西公園内の昇降施設建設に反対している市民に今後とも理解を得るよう丁寧に説明すると、市議会などで答弁されているが、市の説明には常識はずれの現状無視が多い。 <ol style="list-style-type: none"> (1)公園内に建築する昇降施設は、従来の公園の機能をできるだけ損なわないよう配慮すると説明するが、昨年9月に発表された詳細設計と称するものは、周辺住民が享受している公園の現在の機能を根本的に破壊するものです。 (2)新御堂を跨ぐ歩行者デッキが新御堂筋側道だけを着地点にすると、車の多い市道27・33号線を利用する歩行者が危険なので、歩行利用者の安全を守るため新船場西公園まで延長すると主張するが、数メートルしか離れていない安全な新御堂筋歩道があるのに、わざわざ危険な市道27・33号線を利用することはあり得ない。あっても近辺のごく少数に限られます。 (3)公園に昇降施設の建築で、マンション・ロイヤル千里前一方通行道路は、歩行者デッキ利用者やその送迎用車が進入し、周辺住民の生活が脅かされるが、警察と協議して善処するというが現実には不可能だ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2階レベルで国道423号を跨ぐ歩行者デッキは、船場西地区にお住いの皆さんが安心して船場東地区の新駅や市民文化ホール、商業施設等へアクセスするために整備するものですが、同時に、船場東地区に設置する公園と新船場西公園を結ぶ遊歩道としての機能を併せ持つものと考えており、歩行者が安心して散策し、箕面山麓の眺望等を楽しむことができる施設とするよう検討いたします。なお、新船場西公園については、地域の皆さんが大切に守り、育てられた経緯を踏まえ、できる限り改変することなく、従来の散策路、遊歩道としての機能を活かしたいと考えており、公園を一般道路化するものではありません。 ・歩行者デッキの西端には階段のほかエレベーターを設置し、利用者の利便向上に努めるほか、公園への影響を極力なくし、公園中央にある遊歩道の確保や植栽への影響を最小限にとどめる計画案をお示しし、周辺住民の皆さんに説明しているところです。なお、デッキ横のマンションへの影響、プライバシーを守るための方策についても検討しており、先般、隣接するマンションで説明会を開催いたしました。今後も引き続き、理解が得られるよう努めてまいります。

	<p>(4)マンション・メゾンドール南側市道33号線は、マンションに所要の駐車が多いところで、現在8mでも車のすれ違いが困難な状況にも関わらず、歩行者デッキの支柱3本を立てると、道幅はほぼ5mしか残らず、車同士がの事故が発生し、限られた歩行者の安全を守るどころの「はなし」ではない。</p> <p>(5)マンション・メゾンドール南側は、ベランダからニューエリモビル・ガラス壁面まで10mあった空間は、ほぼ3mとなり見晴しだけでなく歩行者の騒音は最上階まで達し、最早生活できない状況となる。</p> <p>(6)新御堂を跨ぐ歩行者デッキが新御堂筋西側歩道までの場合と新船場西公園まで延長した場合では総費用の割合を教えてください。市は新船場西公園まで一体のものとしてこの質問を一蹴しているが理解できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新船場西公園への歩行者デッキの延長とエレベーターの設置の問題です。新船場西公園と新船場南公園は、商業地と住宅地の緩衝地帯として造られた公園です。この公園は、地域住民の憩いの場となり住民による自主的な公園の維持管理も行われています。このため、住民の中から「歩行者デッキ延長反対」の運動が展開されています。ところが、今回の「地区指定」には、同じ駅前再開発計画に入っているにもかかわらず、「地区指定」には含まれていません。 	
14	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年、都市計画変更して「新船場東公園」が廃止されました。今後、「駅前広場」を作る計画になっていますが、同じ公園でも「駅前広場」は、かなり位置づけが異なります。将来の船場東地区の在り方を考えるうえで、船場東地区唯一の「新船場東公園」を廃止したことは致命的な問題です。復活を考えるべきです。 ・先日の「土地区画整理に関する説明会」に参加させて頂きました。今まで新公園について、イメージがなかったのですが説明会に出て、具体的に“このあたりに新公園ができる”というのを知り、愕然としました。あまりに狭いですし、公園という機能をはたせる場所ではないと、とても感じました。ふだん、船場東公園で遊んでる子供たちも、ショックを受けていました。今後、船場東地区の人口も増えてくるだろうと予測されますし、そこの地域に住む人々が公園として使える場所を考えていただきたいと強く望みます。ご検討をよろしくお願いいたします。 ・船場東公園が一定期間なくなることについて。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新船場東公園については、土地区画整理事業で従前の公園を新駅直近に移設するため、一時的に都市計画公園の位置づけを廃止したものです。土地区画整理事業上、公園面積は従前が約3,700㎡であることにに対し、従後は約5,000㎡を確保しており、公園を駅直近に移設するとともに、併せて設置する地区施設であるデッキ上の多目的広場と一体的に、十分に広さのある都市型オープンスペースとして活用し、新駅周辺に立地する大学、市民文化ホール、住宅、商業施設などに集まる多くの市民や学生が集える新たな交流拠点としての機能を加えてリニューアルしようとするものです。なお、新駅直近に移設する公園及び多目的広場の施設内容については、

避難場所が遠いのに関わらず、人命を無視した萱野東小学校という遠い場所に指定。代わりになる場所として唯一の公園も、指定もしてくれなければ、今回の工事で平気で近くの公園は取り上げる。

- 新公園の計画にしても、住んでいる住民を無視した計画。場所と面積、公園の質。全く納得できるものではありません。
- 船場東公園閉鎖後 新公園ができるまでいったいどこで遊ばばよいのでしょうか？校区外ですか？これでは「子育てしやすい市」とは言えませんね…。新しい公園もデッキばかりで、走り回ることのできるスペースは限られています。新たに、公園を増やすべきです！現状でも1つしかないのに、マンション2棟、阪大生が増えるというのに…。水道局の空きスペースを有効活用できないのでしょうか？航空写真を見ると緑がほぼありません。「都市景観形成地区」…疑問です…
- 新船場東公園が廃止され、駅前公園が新設される間、船場東に公園がなくなります。子供たちの遊び場は？こども会の活動は？ドッジボールの練習等はどこですればよいのでしょうか？新公園でも、子供たちがのびのび走りまわられるスペースがあるのでしょうか？とても心配です。子供たちが一番気にしております。
- 船場東公園がなくなるとききました。公園がなくなるとみんなが遊べなくなる！じしんがきたとき、家族とどこでまちあわせしたらいいんですか！船場東公園をなくさないでください！
- 船場東公園を閉鎖する前に新しい公園を水道局の上につくってください。今では、「子育てしやすい市」とはくちだけになります。船場東公園は、ひなん場所がなくなります。去年は公園に雪がつもって自然とみんなが集まって雪合戦をしました。それも、もうできなくなるのでしょうか。子ども会の活動もできなくなるのでしょうか。さくらも見れなくなるのでしょうか。サッカーのパスあいやおにごっこなどの走り回ることではできなくなるのですか？
そもそも、船場駅をつくれればもちろん人が増えます。その中にはもちろん子どももいます。その子どもの増える場をつくるのにたいして船場東公園をなくすと子どもはどこで遊ぶのですか？増えるのに公園をなくして面積の小さい公園をつくるのは、とても「子育てのしやすい市」とは言えませんね。
それに、犬の散歩をするのにも困ります。小さすぎると散歩もできません。船場東公園をなくすのなら今の公園より大きくしてください。でもぼくの本音は、船場東公園をなくさないでください。ぼくは公園がなく

今後、検討してまいります。

また、現在ある従前の公園については、なるべく長期間利用できるよう、土地区画整理事業の実施スケジュールにおいてできる限り遅いタイミングでの除却工事となるよう施行者に依頼しています。

- 避難場所については、小学校区単位で設定しており、小学校が土砂災害危険区域内にある一部の校区を除き各校区の小学校が避難所となっています。船場地区には小学校がないため、現状では国道171号を越えて各校区の小学校に避難していただくこととなりますが、現在、船場地区への新たな小学校建設と校区再編の検討を進めており、これが具体化すれば新設校が新たな避難場所となります。

なお、新船場東公園は、避難所や一時避難地には指定しておりません。地域防災ステーションとして防災資機材が備えられていますが、その位置づけについては新たに設置する公園において検討してまいります。

なるなんて正直、ありえないと思います。なので公園をなくさないでください。

- ・”新船場東公園”地権者が決定次第閉鎖すると認識しています。船場東地区に公園が無くなる、新公園の提議もあやふやな中、又、新設までの間、1～2年公園がなくなると言う事は容認できない。子供たちは落胆しています！
- ・新公園に子どもが遊べる敷地確保が難しいのであれば、第2、第3の整備地区内で早々に公園を新設して頂く事を要望します。
- ・千里アクア駐車場跡地（水道局）上を新公園にして頂きたい。新公園、子どもの遊び場を奪わないで欲しい。とても”子そだてしやすき日本一”を目指している市長の考えとは思えません！！
- ・子供達の意見です。公園が無くなって、新しい公園ができる事を聞いていたけど小さくて嫌だ！今の船場東公園でよく、キャッチボールをしています。新しい公園でも絶対キャッチボールはできるくらい広い公園にして下さい。どんぐり拾いもしたいし、木登りもできる今みたいな公園じゃないと嫌です。よろしくお願いします！子供達の願いを叶え頂きたいと思います。水道局の土地に公園はできないのでしょうか？駅前みの公園だと、今まで通り子供達が気軽に遊ぶ事ができないと思います。今の船場東公園のような公園が子供達には必要です！ご検討宜しくお願い致します。
- ・せんばひがし公園をなくすなど考えられません。そこで、キャッチボールをしたり木のぼりをしたりしました。だけど、新しくできる公園の面積を広くして木などベンチなどをつけてください。作るとしたら水道局に作ってください。作るとしたらテニスのところもちょっとのこしてください。
- ・船場東公園は数十年かかって近年とみに緑が充実して来ました。船場東の「まちなかの緑」として一級の場所、しかも本物の土のある公園で、撤去することは再考して欲しい。緑が少ないデッキに緑を設置する事でカバーできない損失です。
- ・全体的なボリューム感に対して公園の面積はどうでしょう。何㎡あるんでしょう。この都市景観形成地区の地区計画で新船場東公園が廃止されています。この付近およびこの業務地区全体で民間マンションが16棟（東側10棟 西側6棟）あります。地区計画内には1棟のみです。東側他の9棟の方々が使える公園がなくなったのです。公園は一時避難場所として確保されるべきだと思いますがいかがでしょう。都市計画審議会ではここは避難場所ではない。避難は萱野東小

	<p>学校にと発言されていましたが、本当に正しいのでしょうか。公園（もしくは緑地）の設置目的、数を確認して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人を呼び込み新たなまちづくりを進めるためには、利用できる施設、住空間とともに、癒やされる緑あふれる広い公園は必須です。市の提案されたイメージ図に公園と記載された箇所がありますが、これは、公園と呼べるものではなく、立ち話出来る程の憩いの場、又は、デッキの緑地一部分のような物にしか景観的にも見えません。住む人、集う人、駅を降りた人々が最初に視界に入り、景観として捕らえるには余りにも、お粗末だと思います。 ・デッキ部分の中に、余裕も無く無理矢理、公園と称した造った緑地部分（緑地帯とも言えない）。デッキに公園を設けるのなら、もっと大きな規模で（ヴィソラの元の公園規模くらい）。もしくは、別の場所を検討すべきかと思います。景観的に見て、誰もが公園と認識でき、安心して集える公園を作るべきだと思います。現在、市の推進されている整備案では『子育てしやすい日本一』を唱う市の方針が、新しく開発されるであろう船場東地区の景観とともに崩れ落ちてしまうと思います。 ・船場東の地域に住民を集め、阪大の学生を集め、駅を造り、小中一貫校を検討し、活気あるまちづくりを目指しているのなら、人々が集まり、子どもの笑い声が聞こえ、新しい自治会が活動でき、訪れた人たちが安心して休める、しっかりした公園は、箕面市船場駅前地区全体の景観をまとめる、重要な役割を担っていると思います。 	
15	<ul style="list-style-type: none"> ・今回箕面船場駅が出来る事によって土地区画整理事業が行なわれ大街区化となり周辺の用途・規模と異なるものとなるようです。新たなまちの玄関口として駅前のポテンシャルを活した土地利用で大学施設、新文化ホール、図書館、民の高層マンション、駅前ビル、そして地区内デッキを安全対策の観点からまち全体で車両を1階、歩行者動線は2階に分離されるようです。 <p>これらは現在の繊維商卸団地内の歩行者の視線レベルにある建築物の低層部分におけるの圧迫感の軽減や植栽による潤いの創出、後退による歩行者空間の確保を求められて来たとされています。この区域は高度8種31mでありながら最近建築されたマンション15階建てにくらべて低く物流を重視した広い道路、ほぼ同じ様なビルが並び圧迫感を感じた事はありません。現在のジェット辺り以外はひんぱんに車が通る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の主旨は、2階レベルの歩行者デッキは必要がない、駅周辺で予定している大学や文化ホール等は必要がない、計画立案にもっと時間をかけるべきであると思料いたしますが、船場地区のまちづくりについては、第五次箕面市総合計画において、産・官・学の連携による大学発ベンチャー企業の創出など、「地の利」と「知の利」を生かして新産業を創り出す都市へ生まれ変わるまちの姿を描き出しており、繊維卸売業を根幹としつつ、大阪大学箕面キャンパスの移転をはじめとした、新たなまちづくりの展開を図ることとしています。

	<p>事も多くなく歩行に不安を感じた事ありません。駅前地区では車は1階、歩行者は2階とされていますが、車の通る道路はこの地区の周に作られる予定のようで車と人が交錯する事が考えられません。デッキ上には大きな樹木（土の植られた）が配置出来るのでしょうか。テーマパークのような花壇は必要ありません。</p> <p>地上に降す事は出来ませんか。駅ビル、大学、民間マンション、新文化ホール、図書館、総体的に見て団地全体から見て浮きあがって見えるのではないのでしょうか。高度化、多目的化、現代的で機能的な響きですが、箕面市民がのぞんだものでしょうか。市民の使い勝手の良いつくりにして下さい。市民が愛着のもてるものにして下さい。</p> <p>先日新文化ホールの審議会があり、皆様より良い物を作ろうと話し合いをされていました。でも多くの市民とはかけはなれたところで、これだけではなく市民が知らない、知らされていない事がどんどん進んで行っているように感じます。たとえ、色さい、デザインを考えても高さはどうやっても低くはなりません。一体感を持たせてとありますが、建物が視野をさまたげない囲まれた感じがしないものにしていただきたい。4.4 ha の建物の想像が付きません。もっと時間が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • また、平成 28 年に策定した立地適正化計画では、北大阪急行線延伸事業の具体化に伴い船場地区に新駅が設置されるという大きなインパクトを活かし、市全域への波及効果や住宅都市としての価値を高めることを目的として船場地区を「中部都市機能誘導区域」の一部に位置づけ、誘導施設として教育文化施設、介護予防・健康増進施設、医療施設をはじめとする施設を位置づけています。 • 上記のような計画の策定に当たっては、それぞれ、説明会やパブリックコメントで市民の皆さんの意見をお聞きするとともに、市議会議員や専門家、公募市民など関係者が参画する審議会等で議論したうえで決定したものです。 • 船場地域では、鉄道延伸に伴う新駅設置という大きなインパクトを活かし、新駅周辺では土地区画整理事業により大街区化された新たなまちづくりが行われます。新たに整備される駅前エリアについては、大学や市民文化ホール、住宅や商業施設、デッキ状の広場や公園が設置され、駅の利用者、周辺地区住民、学生、船場地区企業関係者等が集う新たな交流空間を創出する予定です。
16	<ul style="list-style-type: none"> • 駅が出来ればそれだけでも良かったのと思います。すでに検討されているとは思いますが、消防に関して十分に配慮されているのでしょうか。地区内に道路がない様ですので気になりました。 	<ul style="list-style-type: none"> • 消防については、駅周辺の土地区画整理事業立案の際、消火栓や防火水槽の配置等について、施行者が消防担当部局と協議し計画を進めております。今後、各敷地で具体的な土地利用が行われる際には、消火設備や消防活動空地など個別案件ごとに詳細な協議を行うこととなります。
17	<ul style="list-style-type: none"> • 新設されるデッキは新船場地区が魅力的な都市空間へと変貌する開発のキーポイントの一つとなるものです。本来、「新箕面駅」と「新船場駅」の開発は二つの拠点のものでは無く、双方が相俟って「面」としてのものです。「新船場」には「千里中央」とジョイン 	<ul style="list-style-type: none"> • デッキは人々の交流や活動の場となり、地区の外へも繋がっていく動線として重要な役割を担うものになります。景観的に優れ、親しみをもっているだけでいいように努めてまいり

<p>トする中核的な役割をも担っています。</p> <p>国道423号線を跨ぎ、北の「かやのさんぺい橋」と南の「新船場デッキ」は共に東西の町並みを繋ぐ跨道橋としての重要な役割を担うものであるのです。</p> <p>しかし、北の「かやのさんぺい橋」は何処となく厳つい感じの「剛」のイメージもあり、呼称さえも、さほど普及されているとは思われません。一方、南の新デッキには旧来の船場地区のイメージをも超越するような、そして人々に愛され魅惑的な呼称の誕生が待望されます。「北の剛」「南の柔」の跨道橋による更なる相乗効果が生まれるのであれば喜ばしいことではあります。つきましては「新船場デッキ」のネーミングを何らかの方策を講じて「公募」を行い、且つPRの一環とするのは如何なものでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • あったら良いなと思うもの <p>里山</p> <p>日常の中であって地域の人々が、そこで出会い話しをする場、最近では、個人が欲望（したい事）を求める傾向が強いがここはそれを満たす場では無い</p> <p>里山では個人が地域の為に皆が地域の為に、することがある。この様な場が地域には必要なのでは里山の役割をそんな「地域の人々が、ここで出会い話しをする場、」「地域の人々が、地域の為に活動をする場、」に出来たら。</p> <p>この様に地域の人々が参加して里山を運営するそんな里山づくりが出来たらうれしいです。</p> <p>オレンジゆずるバスの今を見て箕面市には人を思う強い意志があります</p> <p>箕面の人々は里山が里山で集う気持ちを持ち育てるこんな感じで人が集まれる&集まる、活動出来る場所として里山をつくり、運営できればです。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新たな街づくりのこの機会にこれまでの取り組みに最近の市民感覚を取り入れようとする企画に賛意を表します。この地域の発展のために次の穂事項を提起申し上げます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 21世紀の街として、フルにインテリジェントシステムズを取り入れた街とされること ② 環境にやさしい、住む人、訪ねる人に「爽やかさ」を感じさせるスマートシティを実現して欲しい。 ③ 大学と市民施設が共存するメリットを生かして、大阪大学のみでは実施しがたい市内にキャンパスを有する大学の共同企画などもよろしくお願い申し上げます。 • 市民文化ホール・立駐や阪大キャンパス等の建物屋上は、ソーラの上屋又は屋上庭園を配慮する。間違っても屋外設備機器の置き場にはしない。 	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新駅の周辺では、大学や文化ホールなどが設置され多くの人が集い、活動する場となります。新しいまちとして、快適で魅力的な都市空間となるよう努めてまいります。 • まちづくりにおける主役は市民の皆さまや地域で活動する企業、大学で、ソフト面の活動と互いに連携することが大切であると考えています。 • ご提案ありがとうございます。船場駅前地区のまちづくりについていただいたご意見は、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。
---	---

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・駐車場と建物と建物を繋ぐ通路においては、雨天時には小さなお子さんと一緒にいる親子連れが動きやすいように、なるべく雨にあたらぬ設計をお願いします。・箕面市には、景観保全や環境保全に向けて活動するグループやNPOがあり、また、新たなまちづくりに向けて、船場周辺住民の皆さんの動きも生まれています。説明会の開催も重要ですが、日頃から生活者の立場で、住みよい箕面をめざして活動している市民の皆さんと船場の街づくりに向けた定期的な意見交換の場をつくり、建設的な意見を取り入れるような仕組みを希望します。・船場においては、住宅地というより大きな建築物の集合であり、その周辺の景観については、建築物と一体となる植栽柵の設置や高木の寄せ植えなど効果的に活用する計画があるようですが、この景観を長く維持するためのボランティアグループの育成など、積極的に取り組んで頂きたいです。 | |
|--|--|

パブリックコメント手続実施要項

作成日：平成29年(2017年)6月1日

案 件 の 名 称	都市景観形成地区「箕面船場駅前地区」の指定について(素案)
パブリックコメント手続的 実 施 の 目 的	本市では、平成19年8月に『都市景観基本計画[改訂版]』を策定、10月には景観法に基づく『箕面市景観計画』を策定し、良好なまちなみ景観の形成を推進してきました。 今回、都市景観形成地区「箕面船場駅前地区」を指定するにあたり、広く市民のみなさまにご意見をお伺いするために実施するものです。
実 施 部 局 名	みどりまちづくり部 まちづくり政策室
(問 い 合 わ せ 先)	みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (電話:072-724-6918)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	資料1:箕面市都市景観基本計画[改訂版]の変更(素案) 資料2:箕面市景観計画の変更(素案) 資料3:箕面船場駅前地区の都市景観形成地区基準の決定(素案)
参 考 資 料	都市景観形成地区「箕面船場駅前地区」の指定について《パブリックコメント用概要版》
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	(1)市ホームページ (アドレス http://www.city.minoh.lg.jp/machi/senba/keikan-pabu.html) (2)みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (箕面市役所 別館4階 49番窓口) (3)行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口) (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)中央・東生涯学習センター、西南図書館、みのお市民活動センター ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)は、施設の開館日、開館時間
意 見 等 の 提 出 期 間	平成29年(2017年)6月5日から平成29年(2017年)7月4日まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1)閲覧場所の窓口への提出 (箕面市役所まちづくり政策室、行政資料コーナー、豊川支所、止々呂美支所、中央・東生涯学習センター、西南図書館、みのお市民活動センター) (2)郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所まちづくり政策室) (3)ファクシミリによる送付 (FAX 072-722-2466) (4)電子メールによる送付 (Email : machi@maple.city.minoh.lg.jp) ※ 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意 見 等 を 提 出 可 能 な 人 員	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7)箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(1)意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(4)に該当するかたにあつては、名称及び所在地、(6)に該当するかたにあつては、団体名及び団体事務局の所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 市 の 考 え 方 の 公 表 方 法	お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応も含めて、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。 ※公表期間:ご意見に対する市の考え方について、平成29年(2017年)7月頃を予定
備 考	

パブリックコメント手続 意見書

件 名 (名 称)	都市景観形成地区「箕面船場駅前地区」の指定について(素案)	
提出者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
「意見等を提出できるかた」 のうち、該当する区分 (あてはまる番号に○を つけてください。)	<ul style="list-style-type: none"> (1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7)箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた 	
意見・提言など		

資料1

○箕面市都市景観基本計画 [改訂版] の変更 (素案)

箕面船場駅前地区の追加

「(4) 船場団地地区 (大阪船場繊維卸商団地地区)」の変更

■地区の景観特性と景観形成の課題

(繊維卸商団地の発展と近年の変化)

- 船場団地は、昭和 45 年 (1970 年) の開業以来、日本有数の繊維卸商団地として活発な協業活動を展開してきました。
- しかし、繊維業界の不況や流通構造の変化などの影響を受け、船場団地内で活動する企業においても事業規模の縮小や経営破綻が相次いだことから土地や建物の売却が進み、共同住宅や遊戯施設などといった繊維卸商団地の目的と相違する建築物が増加するなど、まちの様相が急激に変化しつつあります。
- そして、その結果、生活関連インフラの整備や防犯面での課題、「繊維のまち」というまちのイメージへの影響など、さまざまな課題が出てきました。



船場団地のまちなみ



繊維卸売業の集積

(規制誘導と合わせたまちづくりの取り組み)

- 平成 16 年 (2004 年) にまとめた「大阪船場繊維卸商団地における都市再生調査報告書」では、活性化へ向けた新たなまちづくり整備の方向性として、繊維卸売業を根幹としつつも飲食店や商業施設といった小売業の誘致など、繊維卸売業以外の機能誘致や、まちづくりの方向性にそぐわない開発等規制・誘導、居住者に対する安全・安心の確保などを提案しています。
- 景観上においても、壁面線の統一を始め、整然とした景観形成を進めてきました。特に国道 423 号 (新御堂筋) 沿いは、千里丘陵の地形であるため北摂山系の山なみが眺望できることや、高層の建築物による連続性や一体性が感じられる景観が形成され、大阪府景観条例においても「景観形成地域」に指定されています。
- 一方で、緑化の誘導等の規制が定められていなかった時期に建築された建築物も多く、目に見える緑の少なさが課題となっていました。
- さらに、最近のまちの様相の変化を受け、歩行者への配慮なども必要となってきた中で、特に、歩行者の視線レベルにある建築物の低層部分においては圧迫感の軽減や、植栽による潤いの創出、後退による歩行空間の確保などが求められるようになってきました。
- 土地利用のありかたについては、都市計画法や条例等の活用により一定の規制・誘導がなされていますが、現在、船場団地組合が船場団地のまちづくり構想について検討を進めており、今後はその検討結果を尊重しつつまちづくりを進めていく必要があります。

- 平成 28 年には、北大阪急行線延伸に伴う新駅整備の計画を契機として、駅周辺では船場団地全体の活性化を視野に入れたまちづくりの核となる土地区画整理事業が行われ、土地の高度利用や多目的利用の促進を通じて駅前の広場や文化ホールなどの都市機能の集積が図られています。

追加します

〈景観形成の基本目標〉

- 「建築物同士の連続感の中にも個性がある、親しみのある景観を創る」

〈景観形成の方針〉

- ◇ 地区の土地利用を含めたまちづくりの方向性と合わせて、景観形成のありかたを検討する

■ 大切に育み活かしたい景観資源や景観要素

- ・ 国道 423 号 (新御堂筋線) の広幅員がもたらすゆったりとした空間とそこからの山なみへの眺め
- ・ 千里丘陵の地形

■ 具体的な方策

- ・ 隣接する建築物との連続感やまち全体としての一体感を創る。繊維卸商団地の目的と相違する場合には、特に配慮する。

(配慮の例) ・ 壁面の位置や建築物のデザインを周辺のまちなみにあわせ、連続感を出す。

- ・ バルコニーを張り出さず、フラットな壁面をつくる。
- ・ 立体駐車場等の開口部にルーバーを設置し、壁面をつくり出す。
- ・ 窓の高さを合わせる。
- ・ 長大な壁面にあっては、適度な分節化を行う。特に、歩行者の視線レベルにある低層部においては、建築物と一体となった植栽柵の設置や高木の寄せ植えなどを効果的に活用し、圧迫感の軽減に努める。
- ・ 住宅地と隣接する建築物にあっては、派手な色使いや過度の広告物の掲出を避け、住宅地側への配慮を施す。
- ・ 駅周辺は、駅前にふさわしい魅力的な都市景観を形成するため、広がりを感じる空間の創出や効果的な植栽の活用、建物前面の表情に配慮する。

追加します

■ 景観形成上関連する計画・取り組み

- ・ 箕面市都市計画マスタープラン (H8) (拠点整備地区)
- ・ 大阪府景観条例 (景観形成地域)
- ・ 箕面市特別業務地区建築条例
- ・ 大阪船場繊維卸商団地における都市再生調査報告書 (H16)
- ・ 箕面市快適環境づくり計画 (H6)
- ・ 箕面船場駅前土地区画整理事業 (H28)
- ・ 箕面船場駅前地区地区計画 (H29)

追加します

以降全て新規追加します

箕面船場駅前地区

■地区の景観特性と景観形成の課題

- 本地区は船場東地区にある大阪船場繊維卸商団地の一角、平成32年度に予定されている北大阪急行線延伸に伴い整備される「（仮称）箕面船場駅」（地下駅）前に位置します。
- 大阪船場繊維卸商団地は、昭和45年（1970年）のまちびらき以降、約半世紀が経過し、建物の更新時期を迎えています。また、当初は繊維卸売業に係る物流・倉庫・業務機能に特化していた土地利用も、近年では施設形態の多面化が見られるなど、まちの更新期を迎えつつあります。
- 本地区の景観特性としては、周辺には、繊維卸商団地ならではの物流を重視した広い道路が構成され、ほぼ同規模の整形の街区に中層・高層の事務所ビルが軒を連ねており、主に商業・業務機能を主とした建築物が集積した整然としたまちなみが見られます。
- 本地区は、北大阪急行線延伸に伴う新駅整備を契機として、団地全体の活性化を視野に入れた新たなまちづくりの核となるため、大街区化を目的とした敷地整序型土地地区画整理事業が行われます。
- 本地区では、駅前立地のポテンシャルを最大限に活かし、土地の高度利用や多目的利用の促進を通じて、知的創造拠点を中心とした商業・業務機能、文化・学術研究機能、情報・交流機能等の都市機能の集積が図られます。周辺と異なる用途・規模での土地利用が想定されるため、駅前にふさわしい特徴ある景観を形成しつつ、かつ地区の周辺地域と調和が図られるような都市景観の形成が期待されます。
- 駅前の広場等の空間と、そこから地区内外へ至る歩行者動線を、2階レベルのデッキにより確保することで、賑わいのある、健全で良質な都市空間の形成と安全で回遊性の高い歩行者空間の創出が図られます。
- 新たなまちの玄関口として、駅前の広場等、そこから伸びる歩行者通路、さらに地区周縁部の道路など、歩行者の動線の重要性が高まることで歩行者の視線レベルからのまちなみ景観には十分な配慮が求められます。
- 地区内の案内版やサインについては、統一性、まちなみ景観との調和に配慮し、全体的に計画が図られることが望まれます。

〈景観形成の方針〉

- ◇ デッキとその沿道の建築物は、素材や仕上げなどの細部も含め統一感のある良好な都市景観の創出を図り、人々が集い交流する魅力的な都市空間を創る
- ◇ 駅前の広場等の空間とデッキが一体となった、広がり緑の潤いのある都市景観の形成を図り、都市における魅力ある空間を創る
- ◇ 地区周縁部は、本地区を駅前エリアとして特徴付けるとともに周辺地域との調和が図られるよう、建物前面の表情づけや効果的な緑化を施すなど、特色のある景観を形成する
- ◇ 千里丘陵の地形を考慮し、本地区を遠方から望む遠景において、周辺地や背景となる山なみと調和した都市景観を創る

■具体的な方策

- ・デッキは、歩行者の視線レベルからの見え方に留意し、沿道の建築物と合わせて統一感のある良好な景観形成を図るものとする。
- ・駅前の広場等の空間とデッキは、船場地区の新たな「顔」にふさわしい、ゆとりある空間（オープンスペース）の広がり緑の潤いを感じる景観を形成するものとする。
- ・地区内の各敷地または地区外に対して、連続性に配慮するとともに、建物のデザインについても調和を図り、統一性、連続性のある景観形成に努める。
- ・（仮称）箕面船場駅前地区デザイン指針に基づいて統一感のある景観形成を図る。
- ・建築物や工作物等の細部を含めたデザインの統一感を創出するため、都市景観アドバイザーの専門的な助言等をふまえ、建築計画を実施する各者が相互に話し合い調整を図る。

備考：「デッキ」は北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画における多目的広場、歩行者連絡通路およびこれらに連続して計画する歩行者空間を示す。

資料2

○箕面市景観計画の変更（素案）

箕面船場駅前地区の追加

1. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

(2) 特に重点的に景観形成を図る地区

④都市景観形成地区

名称	箕面船場駅前地区
位置	箕面市船場東2丁目、3丁目の各一部（図3-19）
面積	約4.4ha
経過	1 景観計画の都市景観形成地区に指定、平成29年(2017年) 月 日告示、 平成29年(2017年) 月 日施行。

2. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

(2) 景観計画区域における地区ごとの良好な景観の形成に関する方針

コ) 箕面船場駅前地区

項目	内容
基本目標	○人々が集う魅力ある都市景観を創る
景観形成の方針	○デッキとその沿道の建築物は、素材や仕上げなどの細部も含め統一感のある良好な都市景観の創出を図り、人々が集い交流する魅力的な都市空間を創る ○駅前の広場等の空間とデッキが一体となった、広がりや緑の潤いのある都市景観の形成を図り、都市における魅力ある空間を創る ○地区周縁部は、本地区を駅前エリアとして特徴付けるとともに周辺地域との調和が図られるよう、建物前面の表情づけや効果的な緑化を施すなど、特色のある景観を形成する ○千里丘陵の地形を考慮し、本地区を遠方から望む遠景において、周辺地や背景となる山なみと調和した都市景観を創る

※「デッキ」は北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画における多目的広場、歩行者連絡通路およびこれらに連続して計画する歩行者空間を示す。

3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

（2）景観計画区域における地区ごとの届出対象行為とその制限に関する事項

④都市景観形成地区

コ) 箕面船場駅前地区 （制限事項）

対象項目		基準
規制的基準		人々が集い交流する魅力的な都市景観の形成を図るため次の基準を遵守するものとする
建築物等の壁面の位置、建築物の高さ		1 北部大阪都市計画高度地区及び北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画に準ずる。
建築物等	屋根・屋上の形態・意匠	1 建築物の屋根は、周辺景観と調和するよう配慮する。 2 屋上設備は屋根の中におさめる、壁面を適度に立ち上げる等により修景し、露出させないよう努める。
	配置、形態・意匠	1 デッキ上からの目線にたいして、まちなみに潤いや賑わいをあたえるよう配慮する。 2 建築物の内側空間とデッキは一体的、連続的なデザインとなるよう工夫する。 3 長大な壁面は、その壁面の印象が平滑・単調なものにならないよう、表面の形状や色彩・素材などの工夫に努める。
	色彩	1 周辺との調和に配慮して、建築物等の色はけばけばしい色彩（彩度の高い色彩）を使用しないように努める。
	外構	1 駐車場、駐輪場を設置する場合は、まちなみの連続性を阻害しないよう設置位置や車両の配置に配慮し、出入口はまちなみの連続性を阻害しないよう、形態意匠について配慮する。 2 駐輪場は、周辺道路等から容易に自転車等が見えにくい配置とする、植栽等により見え方を和らげる等の工夫により配慮する。 3 市道船場中央線に面する部分において、ゴミ置き場や駐輪場を設ける場合は、原則として植栽により道路から見えないよう工夫する。
工作物		1 ストリートファニチャー、彫刻、モニュメント、ベンチ、テーブル、屋外灯、装飾などを設置する場合は、周辺のまちなみに調和する上質なものとし、配置に配慮する。
デッキ		1 駅前の広場等の空間と一体的にデザインし、連続性と広がりのある景観を形成する。 2 利用者の利便性の向上を図りつつ、単調とならないよう留意し、変化のあるイメージを創出するよう工夫する。

敷き際のしつ らえ	<p>1 北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画により後退した部分は植栽空間とし、原則として、高木にあつては8m程度、中木にあつては3m程度以下の間隔で配置した密度で連続的に列植する。ただし、土地利用上最小限必要となる人や車両の出入りに用いる通路部分等においては、上記によらず、別途効果的な位置、形態で植栽を確保するよう努める。</p> <p>2 道路側の敷地部分には垣、柵等は原則設置せずオープン外構とし、止むを得ず垣、柵等を設置する場合は植栽を併用するなど周辺のまちなみに調和するものとする。ただし、生け垣または階段、斜路等に設置する透過性の高い最小限必要となる手すりはこの限りでない。</p> <p>3 デッキに面する部分には、花や緑を配置するなどまちなみに潤いをあたえる。</p>
創造的基準	<p>1 （仮称）箕面船場駅前地区デザイン指針に基づき、建築計画等を実施する各者は相互に調整を図りながら協働し、都市景観アドバイザーの専門的な助言等をふまえ、建築物や工作物等の細部を含めたデザインの統一感の創出を図る。</p>

※「デッキ」は北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画における多目的広場、歩行者連絡通路およびこれらに連続して計画する歩行者空間を示す。

※「（仮称）箕面船場駅前地区デザイン指針」は大阪大学・箕面市等連絡協議会において策定されたものであって、市長が箕面市都市景観アドバイザーおよび箕面市都市景観審議会の意見を聴き、平成29年7月（予定）に認めたものとする。

図1 景観計画 区域図

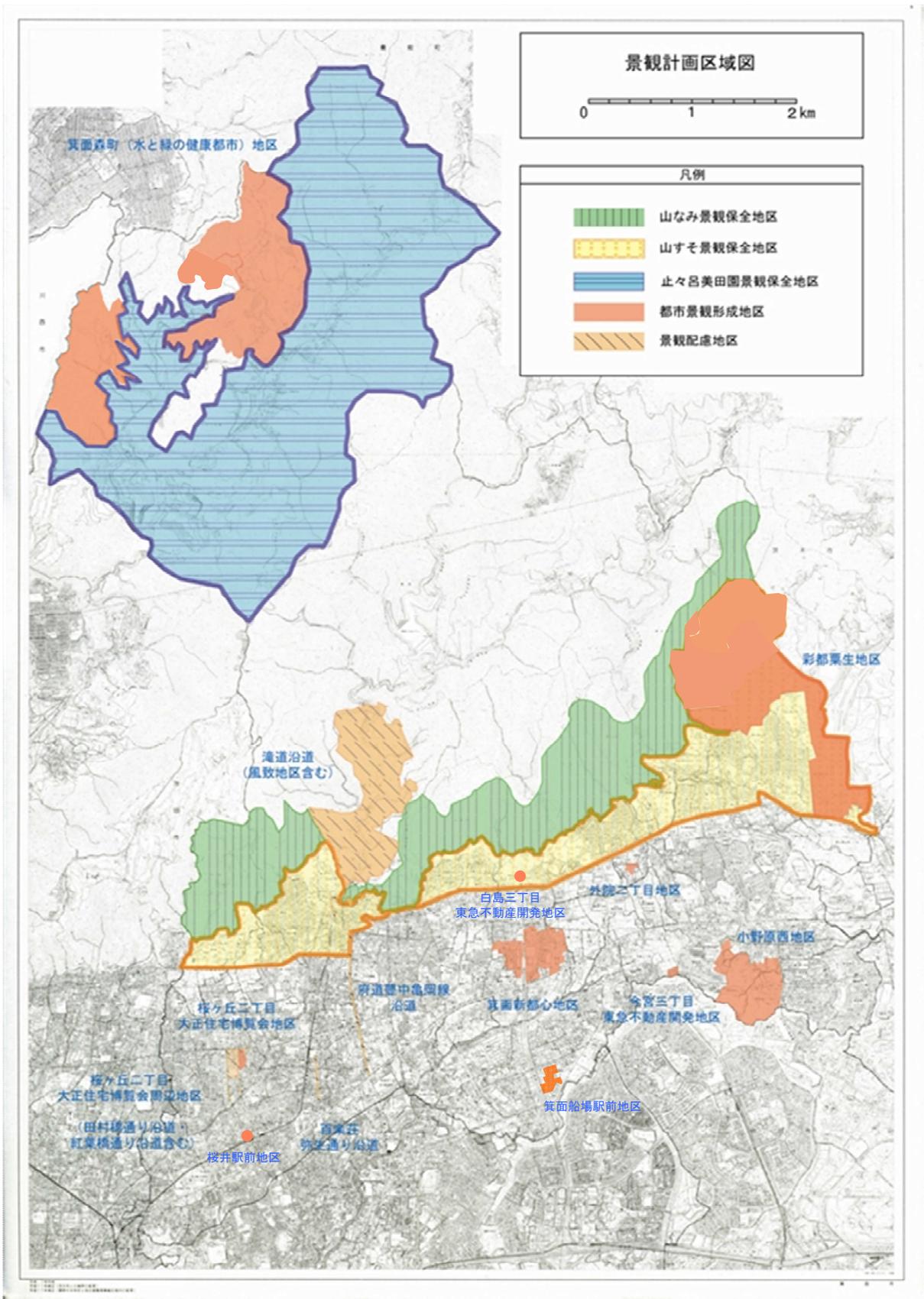
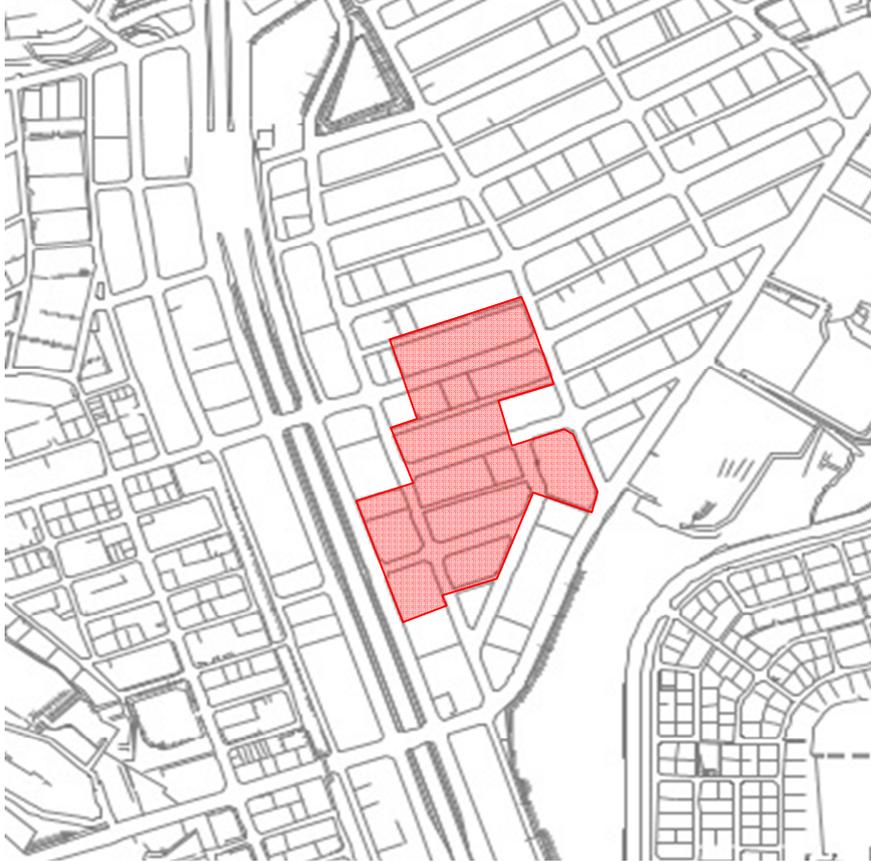


図3—19 箕面船場駅前地区 区域図



資料3

○箕面船場駅前地区の都市景観形成地区基準の決定（素案）

箕面船場駅前地区の届出対象行為においては、都市景観形成地区基準として、以下の基準を定めます。

都市景観形成地区基準

対象項目	基準
広告物の表示等に関する事項	<p>1 敷地内の広告物（建築物に設置するものを含む）は、自己の用に供するものに限定するとともに、次のいずれかに該当するものを設置してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">①高さ 31 メートルを超える建築物の部分に設置するもの ※壁面に対する面積を算出する場合は高さ 31 メートル以下の壁面による②屋上に設置するもの③垣、柵等に設置するもの④周辺的美観・風致を損なうもの⑤歩行者に対する掲示板で高さ 2.1 メートルを超えるもの <p>2 広告物のデザインや位置、形状、サイズは、箕面市景観計画に定める（仮称）箕面船場駅前地区デザイン指針に基づくものとし、周辺のまちなみイメージに調和するよう配慮する。</p>

都市景観形成地区「箕面船場駅前地区」の指定について

- 1 都市景観形成地区「箕面船場駅前地区」の指定について（素案）
 - ①箕面市都市景観基本計画〔改訂版〕の変更
 - ②箕面市景観計画の変更
 - ③箕面市都市景観条例に基づく都市景観形成地区基準の策定

《パブリックコメント用概要版》

平成29年6月
箕面市みどりまちづくり部まちづくり政策室

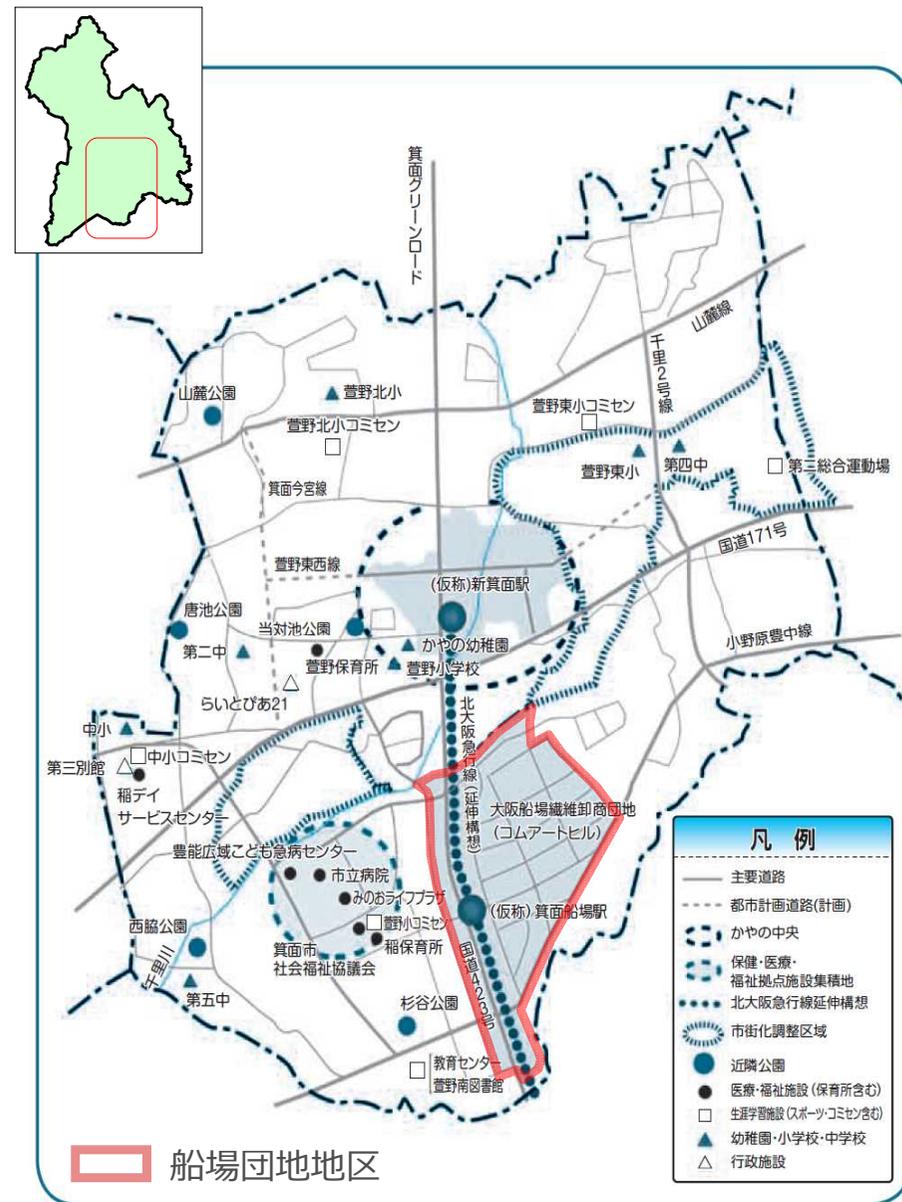
1. はじめに

船場団地地区は、繊維卸商などの業務を中心としたまちとして、物流・業務機能に対応した道路等の都市基盤整備がなされ、まちびらきしました。

以来、45年余が経過した現在、物流・業務以外の土地利用のニーズも高まる中、実際に従来とは違う土地利用も見られるようになっており、まちと建物、それぞれに更新時期を迎えつつあるといえます。

折しも本地区では、北大阪急行線の延伸、新駅の設置など、市全体にとっても重要な施設が実現に向かっており、先般、それをふまえ改めて市の将来像を立地適正化計画として描き出したところですが、その将来像における本地区の都市核・駅前としての役割を実現する具体策がまとめられています。

今回、具体的な土地利用の考え方が一定まとまったことから、地区の景観形成のルールとして位置づけるための素案をまとめましたので、広く市民のみなさまのご意見をお伺いするためパブリックコメントを実施しています。



2. 船場団地地区の将来像

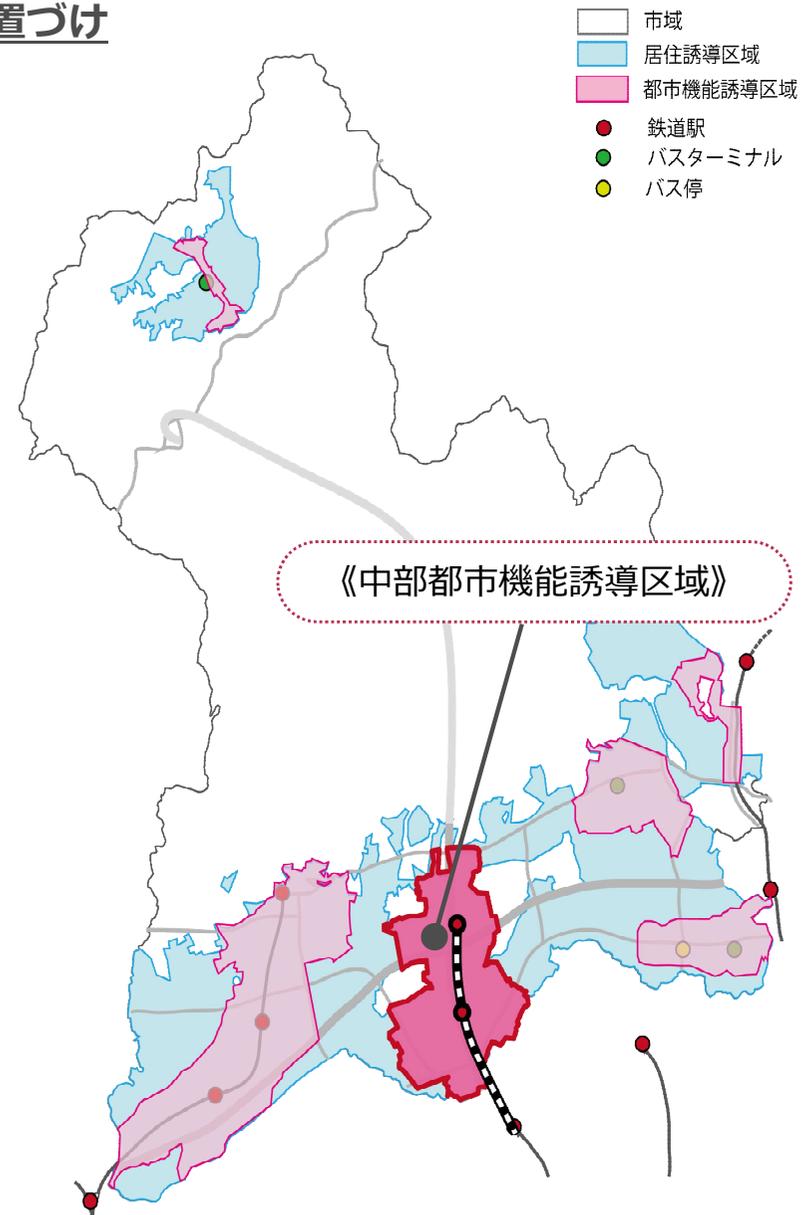
箕面市立地適正化計画（平成28年2月策定）における位置づけ

船場団地地区を含む北大阪急行線沿線沿いのエリアは中部都市機能誘導区域に位置づけられています。

- ・ 都市機能誘導区域
都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域

◆ 船場東地区(中部地域) に関する主な記述（要約）

- ・ トラック輸送を中心とした「物流のまち」として発展してきたが、まちとしての更新時期を迎え「（仮称）箕面船場駅」が設置されることにより、**駅を中心に人で賑わうまち**へと変貌していく。
- ・ 今後の箕面市の都市核となるエリアであるため、それに相応しい**都市機能の集積**をめざしていかなければならない。



2. 船場団地地区の将来像

敷地整序型土地区画整理事業の実施

(仮称) 箕面船場駅の整備を契機として、新たなまちづくりを進めるため、大阪船場繊維卸商団地協同組合が中心となって、新たに組合施行による箕面船場駅前土地区画整理事業（対象面積：4.8ha）を実施しています。

平成26年6月 土地区画整理準備組合設立

平成28年9月 土地区画整理組合設立



船場団地再整備マスタープラン（平成28年10月修正版）について

平成23年2月から地元地権者や学識経験者、船場団地組合役員により構成された団地再整備検討委員会が3回にわたり開催され、平成24年2月に作成されました。

その後、立地適正化計画の内容をふまえつつ、平成28年10月にその内容が一部修正されました。

駅前と駅前以外に分けて次のように整備の方向が示されています。

◆ 駅前整備地区（土地区画整理事業地）

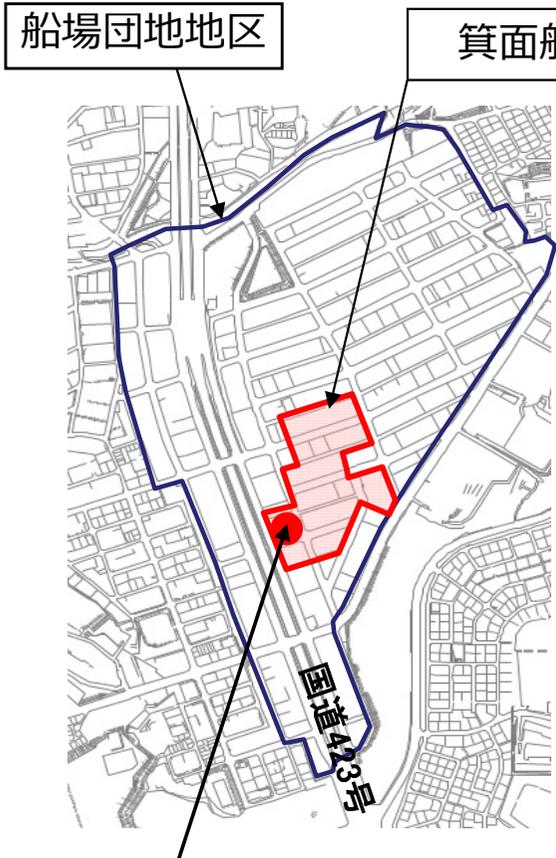
- ・ 駅前にふさわしい施設整備による地区外との役割分担や歩行者中心のまちづくりにより、駅設置のインパクトを最大限活かしつつ、秩序と個性ある商業・住宅機能を有するエリアとして整備に取り組む。

◆ 駅前整備地区以外の地区

- ・ 従来の都市基盤を活かしつつ業務集積地としての機能の維持更新を図るとともに地区全体の魅力向上に資する街並み整備に取り組んでいく。

3. 土地利用のルールのかえ方

「箕面船場駅前地区」のまちづくりに関するルールの概略



北大阪急行線
新駅予定地
(地下駅)

駅前立地のポテンシャルを生かし、土地利用の更なる^①多目的化・^②高度化を図りつつ
駅前にふさわしい多様な都市機能が^{③④}相互阻害なく適切に立地できるようにする
また、^⑤歩行を中心としたまちを形成、船場地区の新たな^⑥顔づくりを行う

① 建物の用途に関するルールをさらに見直し

➔ 特別業務地区（条例の改正）
地区計画（建物用途）

② 建物の高さに関するルールをさらに見直し

➔ 高度地区（特例許可基準変更）

③ 地区外への配慮をルール化
（地区周縁部に緩衝帯を設ける）

➔ 地区計画（外壁後退）
景観計画（緑地配置）

④ 駅前に相応しい都市空間の確保をルール化

➔ 地区計画（最低敷地面積、
建物高さのルール）

⑤ 歩行空間の確保（地区内デッキ設置）

➔ 地区計画（地区施設）

⑥ 景観イメージのルール化

➔ 景観計画

3. 土地利用のルールの方

地区計画・景観計画のそれぞれの役割

● 地区周縁部に緑の緩衝帯を設定

壁面の位置の制限(地区計画にて設定)

- ・ 外壁等の面から周縁部までの距離は2 m以上とする。 
- ・ 市道船場中央線の道路に面する部分は、1 m以上とする。 

景観計画の役割

地区の周辺地域に配慮した景観形成の誘導。

⇒ (地区および街区周縁部緑化の景観イメージの基準化)

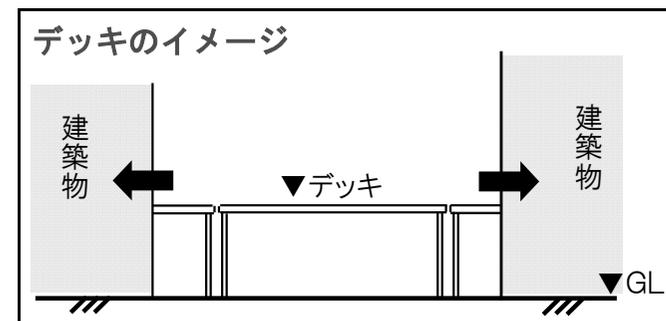
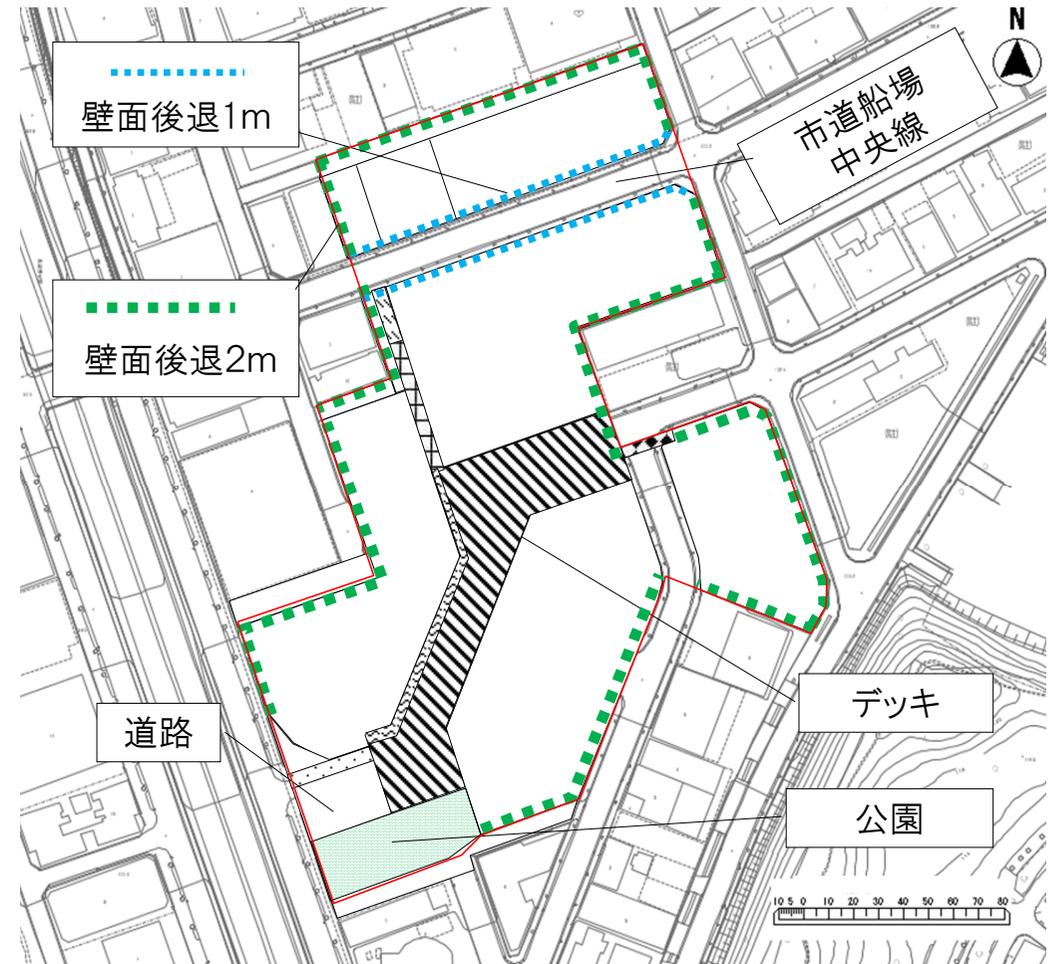
● 快適な都市環境の確保、歩行者の安全で快適な空間の創出

地区施設の配置及び規模(地区計画にて設定)

景観計画の役割

駅前の広場、デッキとその沿道の建築物が一体となった、良好な都市景観の形成を誘導する

⇒ (景観イメージの基準化及び広告物のデザイン誘導)



4. 都市景観形成地区指定（素案）の概要

地区計画同様に、箕面船場駅前地区を都市景観形成地区に指定し、駅前エリアにふさわしく、人々が集い交流する魅力的なまちなみ景観を形成するための「景観に関するルール」を設定します。

都市景観形成地区は以下のそれぞれの内容をそれぞれの計画等に定めることで成り立っています

- 良好な景観の形成に関する方針 は

都市景観基本計画 P8

- 区域や行為の制限（外観の意匠・色彩、「かき」または「さく」のしつらえ等、敷地内の緑化）デザイン指針に基づいた素材や色彩等への配慮 は

景観法に基づく景観計画 P11

- 広告物などの内容 は

都市景観条例に基づく都市景観形成地区基準 P14

- 上記のルールを補完し、統一感のあるまちなみを導く細やかなデザインの指針 は

（仮称）箕面船場駅前地区デザイン指針 P14

によって、必要な内容をそれぞれ定めます。

4. 都市景観形成地区指定（素案）の概要

都市景観基本計画[改訂版]の変更

「(4) 船場団地地区(大阪船場繊維卸商団地地区)」の変更

■ 地区の景観特性と景観形成の課題（繊維卸商団地の発展と近年の変化）

（規制誘導と合わせたまちづくりの取り組み）

- 平成28年には、北大阪急行線延伸に伴う新駅整備の計画を契機として、駅周辺では船場団地全体の活性化を視野に入れたまちづくりの核となる土地区画整理事業が行われ、土地の高度利用や多目的利用の促進を通じて駅前の広場や文化ホールなどの都市機能の集積が図られています。

← (追加)

■ 具体的な方策

- ・ 駅周辺は、駅前にふさわしい魅力的な都市景観を形成するため、広がりを感じる空間の創出や効果的な植栽の活用、建物前面の表情に配慮する。

← (追加)

■ 景観形成上関連する計画・取り組み

- ・ 箕面船場駅前土地区画整理事業(H28)
- ・ 箕面船場駅前地区地区計画(H29)

← (追加)

4. 都市景観形成地区指定（素案）の概要

都市景観基本計画[改訂版]の変更

箕面船場駅前地区

← 地区の追加

■地区の景観特性と景観形成の課題

- 本地区は船場東地区にある大阪船場繊維卸商団地の一角、平成32年度に予定されている北大阪急行線延伸に伴い整備される「(仮称)箕面船場駅」(地下駅)前に位置します。
- 大阪船場繊維卸商団地は、昭和45年(1970年)のまちびらき以降、約半世紀が経過し、建物の更新時期を迎えています。また、当初は繊維卸売業に係る物流・倉庫・業務機能に特化していた土地利用も、近年では施設形態の多面化が見られるなど、まちの更新期を迎えつつあります。
- 本地区の景観特性としては、周辺には、繊維卸商団地ならではの物流を重視した広い道路が構成され、ほぼ同規模の整形の街区に中層・高層の事務所ビルが軒を連ねており、主に商業・業務機能を主とした建築物が集積した整然としたまちなみが見られます。
- 本地区は、北大阪急行線延伸に伴う新駅整備を契機として、団地全体の活性化を視野に入れた新たなまちづくりの核となるため、大街区化を目的とした敷地整序型土地区画整理事業が行われます。
- 本地区では、駅前立地のポテンシャルを最大限に活かし、土地の高度利用や多目的利用の促進を通じて、知的創造拠点を中心とした商業・業務機能、文化・学術研究機能、情報・交流機能等の都市機能の集積が図られます。周辺と異なる用途・規模での土地利用が想定されるため、駅前にふさわしい特徴ある景観を形成しつつ、かつ地区の周辺地域と調和が図られるような都市景観の形成が期待されます。
- 駅前の広場等の空間と、そこから地区内外へ至る歩行者動線を、2階レベルのデッキにより確保することで、賑わいのある、健全で良質な都市空間の形成と安全で回遊性の高い歩行者空間の創出が図られます。
- 新たなまちの玄関口として、駅前の広場等、そこから伸びる歩行者通路、さらに地区周縁部の道路など、歩行者の動線の重要性が高まることで歩行者の視線レベルからのまちなみ景観には十分な配慮が求められます。
- 地区内の案内版やサインについては、統一性、まちなみ景観との調和に配慮し、全体的に計画が図られることが望まれます。

4. 都市景観形成地区指定（素案）の概要

都市景観基本計画[改訂版]の変更

〈景観形成の方針〉

- ◇デッキとその沿道の建築物は、素材や仕上げなどの細部も含め統一感のある良好な都市景観の創出を図り人々が集い交流する魅力的な都市空間を創る
- ◇駅前の広場等の空間とデッキが一体となった、広がりや緑の潤いのある都市景観の形成を図り、都市における魅力ある空間を創る
- ◇地区周縁部は、本地区を駅前エリアとして特徴付けるとともに周辺地域との調和が図られるよう、建物前面の表情づけや効果的な緑化を施すなど、特色のある景観を形成する
- ◇千里丘陵の地形を考慮し、本地区を遠方から望む遠景において、周辺地や背景となる山なみと調和した都市景観を創る

■具体的な方策

- ・デッキは、歩行者の視線レベルからの見え方に留意し、沿道の建築物と合わせて統一感のある良好な景観形成を図るものとする。
- ・駅前の広場等の空間とデッキは、船場地区の新たな「顔」にふさわしい、ゆとりある空間（オープンスペース）の広がりや緑の潤いを感じる景観を形成するものとする。
- ・地区内の各敷地または地区外に対して、連続性に配慮するとともに、建物のデザインについても調和を図り、統一性、連続性のある景観形成に努める。
- ・（仮称）箕面船場駅前地区デザイン指針に基づいて統一感のある景観形成を図る。
- ・建築物や工作物等の細部を含めたデザインの統一感を創出するため、都市景観アドバイザーの専門的な助言等をふまえ、建築計画を実施する各者が相互に話し合い調整を図る。

備考：「デッキ」は北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画における多目的広場、歩行者連絡通路およびこれらに連続して計画する歩行者空間を示す。

4. 都市景観形成地区指定（素案）の概要

景観計画の変更

名称

箕面船場駅前地区

← 地区の追加

位置・面積

箕面市船場東二丁目、三丁目の一部 約4.4ha

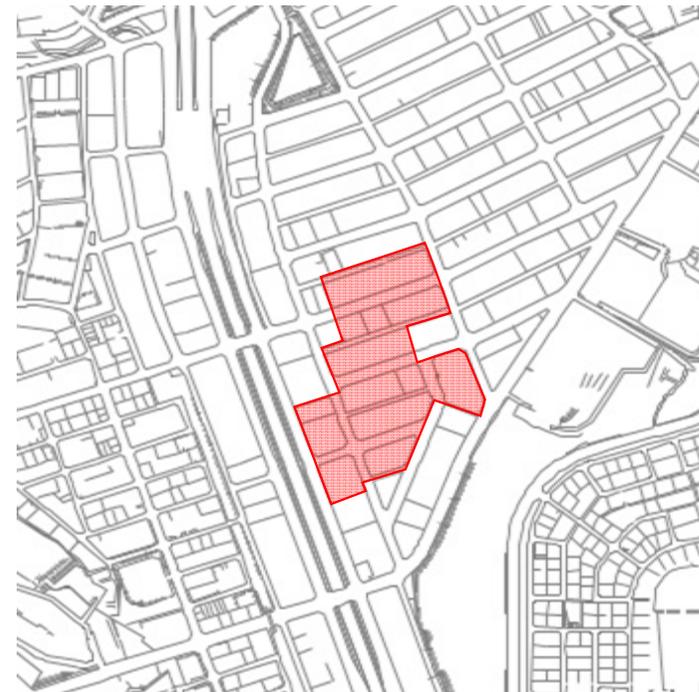
基本目標

○人々が集う魅力ある都市景観を創る

景観形成の方針

- デッキとその沿道の建築物は、素材や仕上げなどの細部も含め統一感のある良好な都市景観の創出を図り、人々が集い交流する魅力的な都市空間を創る
- 駅前の広場等の空間とデッキが一体となった、広がりや緑の潤いのある都市景観の形成を図り、都市における魅力ある空間を創る
- 地区周縁部は、本地区を駅前エリアとして特徴付けるとともに周辺地域との調和が図られるよう、建物前面の表情づけや効果的な緑化を施すなど、特色のある景観を形成する
- 千里丘陵の地形を考慮し、本地区を遠方から望む遠景において、周辺地や背景となる山なみと調和した都市景観を創る

※「デッキ」は北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画における多目的広場、歩行者連絡通路およびこれらに連続して計画する歩行者空間を示す。



4. 都市景観形成地区指定（素案）の概要

景観計画の変更

制限事項（規制的基準）

建築物等の壁面の位置、建築物の高さ	1 北部大阪都市計画高度地区及び北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画に準ずる。
屋根・屋上の形態・意匠	1 建築物の屋根は、周辺景観と調和するよう配慮する。 2 屋上設備は屋根の中におさめる、壁面を適度に立ち上げる等により修景し、露出させないよう努める。
配置、形態・意匠	1 デッキ上からの目線にたいして、まちなみに潤いや賑わいをあたえるよう配慮する。 2 建築物の内側空間とデッキは一体的、連続的なデザインとなるよう工夫する。 3 長大な壁面は、その壁面の印象が平滑・単調なものにならないよう、表面の形状や色彩・素材などの工夫に努める。
色彩	1 周辺との調和に配慮して、建築物等の色はけばけばしい色彩（彩度の高い色彩）を使用しないように努める。
外構	1 駐車場、駐輪場を設置する場合は、まちなみの連続性を阻害しないよう設置位置や車両の配置に配慮し、出入口はまちなみの連続性を阻害しないよう、形態意匠について配慮する。 2 駐輪場は、周辺道路等から容易に自転車等が見えにくい配置とする、植栽等により見え方を和らげる等の工夫により配慮する。 3 市道船場中央線に面する部分において、ゴミ置き場や駐輪場を設ける場合は、原則として植栽により道路から見えないよう工夫する。
工作物	1 ストリートファニチャー、彫刻、モニュメント、ベンチ、テーブル、屋外灯、装飾などを設置する場合は、周辺のまちなみに調和する上質なものとし、配置に配慮する。

4. 都市景観形成地区指定（素案）の概要

景観計画の変更

制限事項 前ページの続き

デッキ	<ol style="list-style-type: none">1 駅前の広場等の空間と一体的にデザインし、連続性と広がりのある景観を形成する。2 利用者の利便性の向上を図りつつ、単調とにならないよう留意し、変化のあるイメージを創出するよう工夫する。
敷き際のしつらえ	<ol style="list-style-type: none">1 北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画により後退した部分は植栽空間とし、原則として、高木にあつては8m程度、中木にあつては3m程度以下の間隔で配置した密度で連続的に列植する。ただし、土地利用上最小限必要となる人や車両の出入りに用いる通路部分等においては、上記によらず、別途効果的な位置、形態で植栽を確保するよう努める。2 道路側の敷地部分には垣、柵等は原則設置せずオープン外構とし、止むを得ず垣、柵等を設置する場合は植栽を併用するなど周辺のまちなみに調和するものとする。ただし、生け垣または階段、斜路等に設置する透過性の高い最小限必要となる手すりはこの限りでない。3 デッキに面する部分には、花や緑を配置するなどまちなみに潤いをあたえる。

制限事項（創造的基準）

創造的基準	<ol style="list-style-type: none">1 (仮称)箕面船場駅前地区デザイン指針に基づき、建築計画等を実施する各者は相互に調整を図りながら協働し、都市景観アドバイザーの専門的な助言等をふまえ、建築物や工作物等の細部を含めたデザインの統一感の創出を図る。
-------	--

※「デッキ」は北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画における多目的広場、歩行者連絡通路およびこれらに連続して計画する歩行者空間を示す。

※「(仮称)箕面船場駅前地区デザイン指針」は大阪大学・箕面市等連絡協議会において策定されたものであって、市長が箕面市都市景観アドバイザーおよび箕面市都市景観審議会の意見を聴き、平成29年7月(予定)に認めたものとする。

4. 都市景観形成地区指定（素案）の概要

都市景観形成地区基準の決定

← 地区の追加

広告物の表示等に関する事項

- 敷地内の広告物(建築物に設置するものを含む)は、自己の用に供するものに限定するとともに、次のいずれかに該当するものを設置してはならない。
 - ①高さ31メートルを超える建築物の部分に設置するもの
※壁面に対する面積を算出する場合は高さ31メートル以下の壁面による
 - ②屋上に設置するもの
 - ③垣、柵等に設置するもの
 - ④周辺的美観・風致を損なうもの
 - ⑤歩行者に対する掲示板で高さ2.1メートルを超えるもの
- 2 広告物のデザインや位置、形状、サイズは、箕面市景観計画に定める(仮称)箕面船場駅前地区デザイン指針に基づくものとし、周辺のまちなみイメージに調和するよう配慮する。

(仮称)箕面船場駅前地区デザイン指針の策定

← 新たに策定

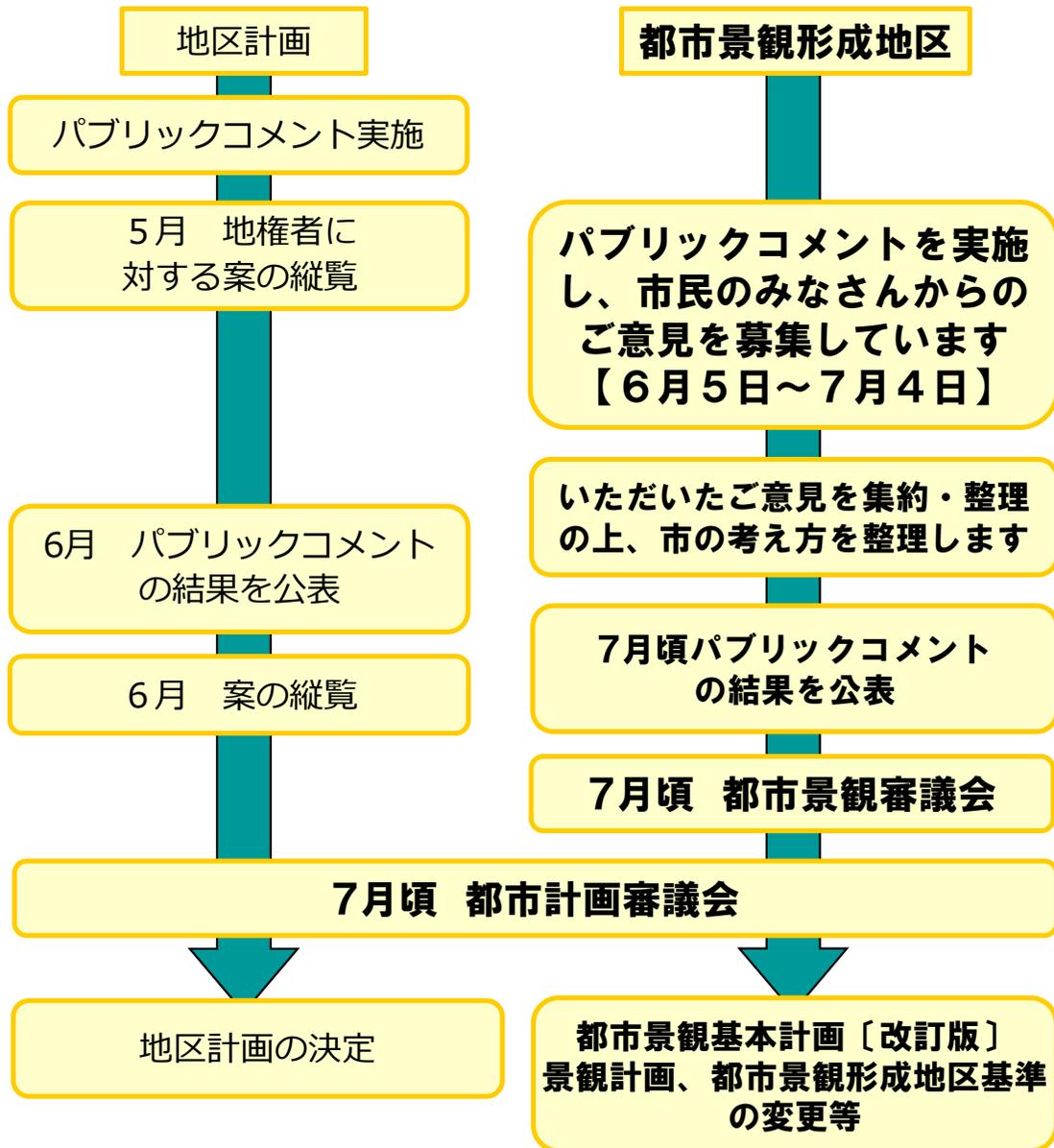
景観計画等のルールを補完し、統一感のあるまちなみを導く細やかなデザインの指針

- 建築物等の素材や意匠、色彩
- 床タイル、手すり、窓枠などの材料や色彩
- デッキに面する建物開口部のデザイン
- デッキの使い方(イベント時の運用)
- 広告物のしつらえ

などについてデザイン、景観イメージを詳しく示す

5. ルール策定までの流れ

パブリックコメント以降の流れは次のとおりです。



都市景観形成地区「箕面船場駅前地区」の指定について(素案)は、以下の方法でご覧いただけます。

●市内の各施設で閲覧

市役所まちづくり政策室、市役所行政資料コーナー、豊川支所、止々呂美支所、西南図書館、中央・東生涯学習センター、みのお市民活動センター

●市ホームページで閲覧

<http://www.city.minoh.lg.jp/machi/senba/keikan-pabu.html>

下記のとおり説明会を実施します。

●市内説明会

6月6日(火) 午後7時
みのお市民活動センター

● 箕面市役所みどりまちづくり部まちづくり政策室
● (電話) 072-724-6810
● (ファクス) 072-722-2466
● (Eメール) machi@maple.city.minoh.lg.jp

参考 ～新たなまちのイメージ（案）～

